

防人計第24861号
令和6年11月1日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

人事教育局長
(公印省略)

自衛官の再就職等の届出等に係る細部要領について（通知）

標記について、別添のとおり定めたので通知する。

添付書類：自衛官の再就職等の届出等に係る細部要領

自衛官の再就職等の届出等に係る細部要領

1 趣旨

この細部要領は、自衛官の再就職等の届出等に関し、必要な事項を定めるものである。

2 定義

- (1) 在職機関等の長 大臣官房長、施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長、防衛装備庁長官をいう。
- (2) 若年定年等隊員 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の2第2項第1号に規定する若年定年等隊員をいう。
- (3) 一般定年等隊員 若年定年等隊員以外の隊員をいう。
- (4) 管理職隊員 自衛隊法第65条の11第3項に規定する管理職隊員をいう。

3 届出（申請）の対象及び提出先

(1) 在職中の届出（申請）に関する事項

	届出（申請）内容	様式	対象	提出先
①	再就職約束時の届出 （法第65条の11第1項） （政令87条の23） （省令第65条の11第2項）	省令別記様式第4	全隊員	原則として1週間以内に、在職機関等の長を経由して、防衛大臣（再就職等監視室気付）へ1部提出
	変更届出 （省令第65条の11第3項）	省令別記様式第5		原則として2週間以内に、在職機関等の長を経由して、防衛大臣（再就職等監視室気付）へ1部提出
	失効届出 （省令第65条の11第4項）	省令別記様式第6		
②	若年定年等隊員の求職活動規制の例外承認申請 （法第65条の3第2項第5号） （政令第87条の9） （省令第65条の4第2項）	省令別記様式第1	3佐以上の隊員（将官を除く）	在職機関等の長を経由して防衛大臣（再就職等監視室気付）へ2部（正、副）提出
	一般定年等隊員の求職活動規制の例外承認申請 （法第65条の3第2項第5号） （政令第87条の9） （共同令第1条）	共同命令別記様式第1	将官である隊員	
③	若年定年等隊員であった元隊員から働きかけを受けた場合の届出 （法第65条の4第10項） （政令第87条の22） （省令第65条の8第1項）	省令別記様式第3	全隊員	遅滞なく、防衛大臣（再就職等監視室気付）へ1部提出。

一般定年等隊員であつた元隊員から働きかけを受けた場合の届出 (法第65条の4第10項) (政令第87条の22) (共同命令第3条)	共同命令別記様式第3	遅滞なく、内閣府再就職等監察官へ1部提出。
--	------------	-----------------------

(2) 離職後の届出（申請）に関する事項

	届出（申請）内容	様式	対象	提出先
①	法第65条の11第3項に規定する独法等の役員等に就こうとする場合の届出（事前の届出） (法第65条の11第3項) (政令第87条の26) (省令第65条の13第3項)	省令別記様式第7	管理職隊員であつた元隊員（離職後2年間）	再就職する前に、離職時に在職していた在職機関等の長を経由して防衛大臣（再就職等監視室気付）へ1部提出
	変更届出 (省令第65条の13第4項)	省令別記様式第8		原則として2週間以内に、離職時に在職していた在職機関等の長を経由して防衛大臣（再就職等監視室気付）へ1部提出
	失効届出 (省令第65条の13第5項)	省令別記様式第9		
	再就職した場合の届出（事後の届出） (法第65条の11第4項) (政令第87条の31) (省令第65条の15第2項)	省令別記様式第10		原則として1か月以内に、在職機関等の長を経由して、防衛大臣（再就職等監視室気付）へ1部提出
②	若年定年等隊員であつた元隊員による働きかけ規制の例外承認申請 (法第65条の4第5項第6号) (政令第87条の20) (省令第65条の6第2項)	省令別記様式第2	若年定年等隊員であつた元隊員	離職時に在職していた在職機関等の長を経由して防衛大臣（再就職等監視室気付）へ2部（正、副）提出
	一般定年等隊員であつた元隊員による働きかけ規制の例外承認申請 (法第65条の4第5項第6号) (政令第87条の20) (共同命令第2条)	共同命令別記様式第2	一般定年等隊員であつた元隊員	

※上記表中、法とは自衛隊法、政令とは自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）、省令とは自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）、共同命令とは一般定年等隊員の退職管理に関する命令（平成27年内閣官房・防衛省令第1号）を指す。